

## 雇用調整助成金等の不正受給への対応を強化します



その申請は適正な内容ですか？ **不正受給は、結果として、会社や従業員の生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。**

～ 都道府県労働局が行う事業所訪問等へのご協力をお願いします。

### 事業所訪問・立入検査について

- 不正が疑われる場合だけではなく、雇用調整助成金等の申請をした、あるいは支給決定を受けている事業主の一部に**事業所訪問・立入検査を実施**します。
- **調査（※）は、事前予告なしに行う**ことがあり、出勤簿や賃金台帳など休業の実態確認に必要な書類を確認します。
- 立入検査は雇用保険法第79条に基づくものであり、検査を拒むなど**協力頂けない場合は、雇用保険法に基づく罰則が科せられることがあります。**
- 従業員の方や取引先等へ調査協力を求め、直接話を伺う場合があります。
- 提出代行又は事務代理の社会保険労務士がいる場合、社会保険労務士にも確認します。

※調査は、労働局が行う事業所訪問・立入検査の他、会計検査院が訪問し、申請内容や関係書類を確認する場合があります。また、捜査機関など関係機関から問い合わせを行う場合があります。

### 情報提供についてのお願い

※不正受給の例 及び情報提供先については裏面を参照。

以下について、裏面に記載の情報提供先までご連絡下さい。

- **雇用調整助成金等の申請内容に誤りがあった場合**（支給決定後も含む）
- **雇用調整助成金等の不正受給が疑われるケースを把握している場合**（事業所の名前、所在地、時期や内容など）

### 不正受給が判明した場合

※下記に加え、雇用関係助成金の5年間の不支給措置。

#### ▶ 返還請求をします！

- 「不正発生日を含む判定基礎期間以降に受給した助成金の全額」、「不正受給した助成金の額の2割に相当する額」、「延滞金（不正受給の日の翌日から納付の日まで年3分）」の合計額を返還請求します。

#### ▶ 事案に応じて事業所名などを公表します！

- 事業主の名称、代表者氏名
- 事業所の名称、所在地
- 不正受給金額、不正の内容等

- 特に悪質な場合、捜査機関に対し刑事告訴等を行うことがあります。

